

宝金剛寺蔵「銅製 宝冠」「玉幡」「金銅幡」について

作成：佐倉市魅力推進部文化課

はじめに

- ・佐倉市直弥の宝金剛寺（真言宗豊山派）には、千葉県指定有形文化財「牡丹蓮華唐草模様七条袈裟横被付」「亀甲梅椿模様七条袈裟横被付」や佐倉市指定有形文化財「岩富城主北条氏勝寄進資料 三鱗紋蒔絵四重椀」といった岩富城主・北条氏勝に関する、中世から近世へと大きく時代が変わりつつあった当時の佐倉市域の歴史を知るうえで重要な文化財を所蔵している。
- ・加えて、次に紹介するように（1）「銅製 宝冠 一对」（2）「玉幡（金銅幡） 二旒一对」（3）「金銅幡 二旒一对 附 木箱」（4）「玉幡（金銅幡） 二旒一对」といった17世紀から18世紀の制作年代をうかがうことができる灌頂道具の構成にみる仏具が伝わっている。
- ・江戸時代初期には、宝金剛寺は伝法灌頂を行う真言道場として位置付けられていたことがわかっている。これらの資料は、真言密教の儀礼で用いられる仏具として貴重であるとともに、宝金剛寺が近代的な地域の中心寺院としての役割を果たしたことを示すものであると位置づけられる。

文化財の概要

（1）「銅製 宝冠 一对」元和6年（1620）日輪：径16.8 cm 高28.8 cm 月輪：径16.7 高30.0 cm

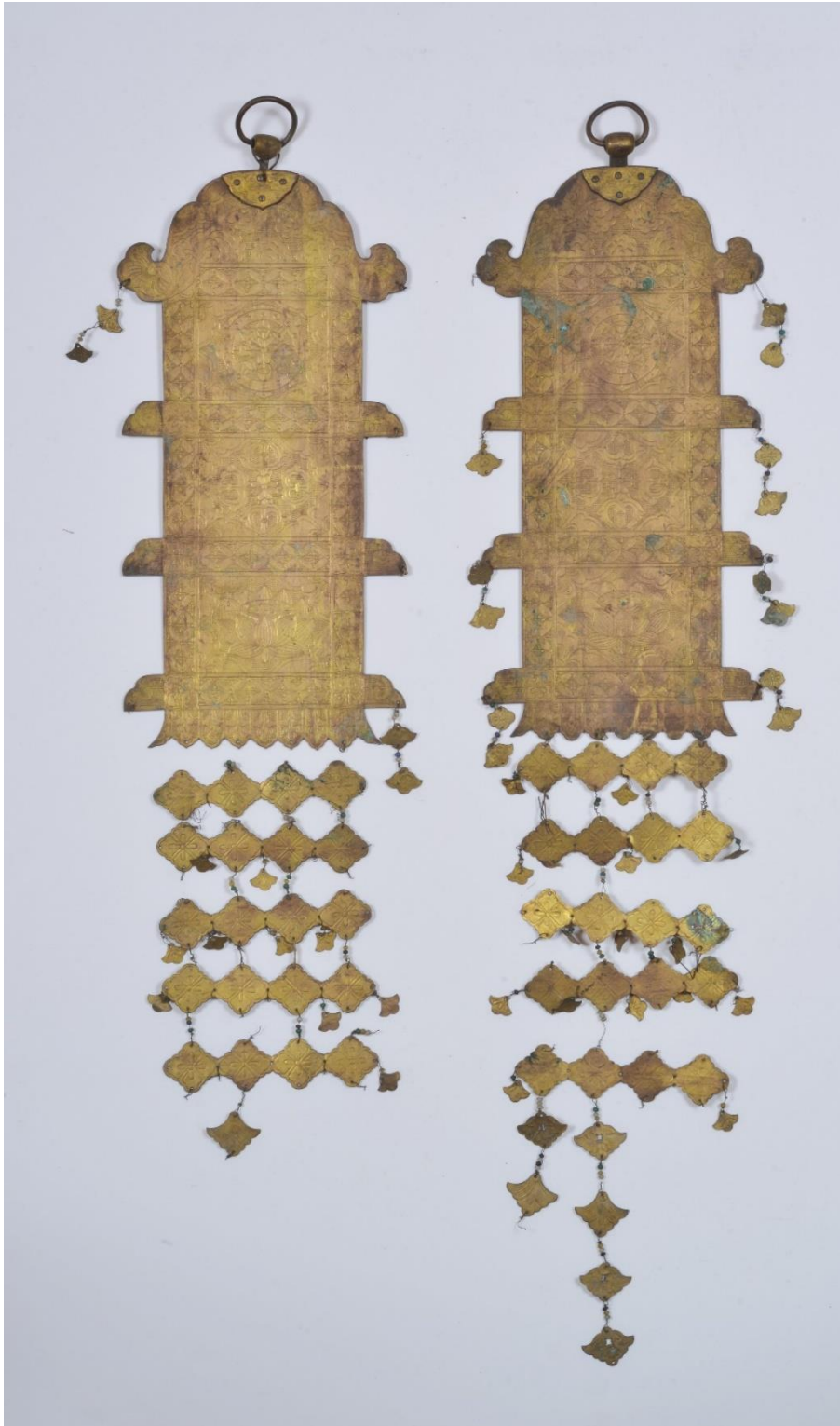
- ・二個一組で差し込み式の日輪・月輪の前立、垂飾や剣状の簪、管を有す。宝冠全体は純銅製で、本体の表には鍍金が施されている。日輪の前立は軸部を鍍銀、輪を鍍金とし、月輪の前立は軸部を鍍金、輪を鍍銀と使い分ける。灌頂道具における宝冠と共通する特色がみられる。
- ・宝冠の側面には「元和六年（1620）十二月吉日」「寶金剛寺覚秀求之」の刻銘がある。
- ・覚秀は慶長15年（1610）から正保4年（1647）の宝金剛寺の住職。宝冠は彼によって求められたことがわかる。覚秀は、北条氏勝から厚く帰依を受けた覚朝の次の代の住職であり、覚朝の追善のために正保年間頃に五輪塔を造立し、氏勝と覚朝の位牌を誂えた人物として知られている。
- ・慶長13年（1608）10月17日に覚朝が覚尊に付法を行うなど、宝冠の制作前より宝金剛寺は伝法灌頂を行う真言道場として位置付けられていたことから、こうした灌頂道具を求められたか。
- ・慶長16年（1611）の氏勝没後、岩富藩は氏勝の末期養子であった氏重が継承したが、慶長18年には下野富田（栃木県栃木市）に転封されている。覚朝の代では氏勝、大名の菩提寺としての役割を果たした宝金剛寺も、次の覚秀の代では旧来の土豪層、村役人といった人々を支持基盤とする地域の中心寺院へと役割が変化すると位置づけられている。
- ・宝冠の制作に際して、特定のパトロンがいたことを示す内容は無いことから、こうした変化をうかがわせる資料の一つと捉えることもできる。
- ・また、幕末・明治期にも宝金剛寺で行われた、または宝金剛寺の住職が行った伝法灌頂が寺院の記録から確認されており、こうした儀礼でもこの宝冠が用いられていたことがうかがわれる。



(2)「玉幡（金銅幡） 二流一对」宝永2年（1705） 各全長 89.5 cm 身幅 14.0 cm

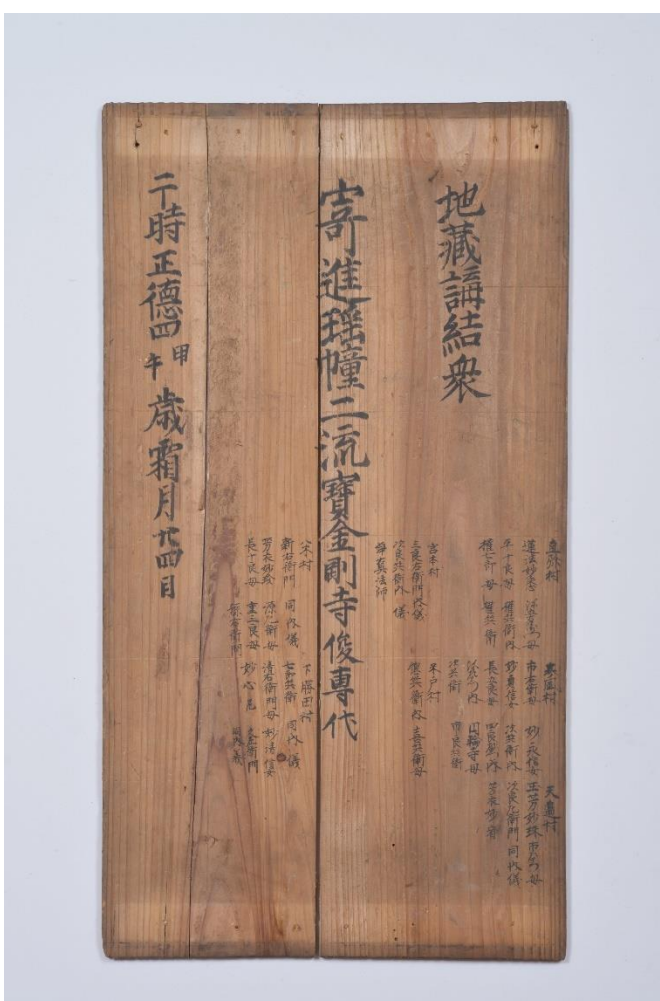
- ・幡は、仏堂内の長押や前庭の舞台などに懸け吊るして空間を飾る荘厳具の一つ。真言密教における灌頂儀礼などに用いられた。
- ・金属製のもので、本体を銅板で成形し、透彫や線刻を施し鍍金し、幡身下部の幡足を金銅の瓔珞とガラス玉を連ねた形式とするものは中世以降「玉幡」と呼ばれ、真言密教の灌頂道具として一对の玉幡が用いられることが定着したと考えられている。
- ・本玉幡は、幡頭・幡身とも銅板を線刻、鍍金した金銅板の一对の幡。
- ・幡頭から幡足の根本まで一枚の板で造り、州浜形の幡頭に雲文、三坪の幡身は、第一坪より輪宝・羯磨・蓮華を線刻し、間地に魚々子を打つ。線刻を片面のみに施す片面式で透彫はない。幡足は四条で、花菱形を横四条分、一枚板から切り出した五枚及び金銅瓔珞四段を、緑・黄・紫・無色のガラス玉と交互に連続している。
- ・裏面の幡身縁に左右に分け「下総國印旛郡直弥村皓月山静覚院寶金剛寺什物」「岬宝永二乙酉年 九月吉日 法印亮快代求之」と刻まれている。
- ・亮快は宝金剛寺第二二代住職。宝冠とこの玉幡とは年記に時代差があるが、寺院に伝来する灌頂道具類の間に時代差があることや、複数のセットが伝来することはまある例であるといい、本玉幡も灌頂道具類の一つであったと考えられる。

- ・制作年代もはっきりしていることから、二流一對をなす玉幡の現存作例として、伊藤信二『金属製幡の基礎的研究—特に密教における灌頂道具としての用途と機能』（科学研究費基金 基盤研究（C）報告書、令和6年3月）に次にあげる（3）（4）とともに紹介されている。



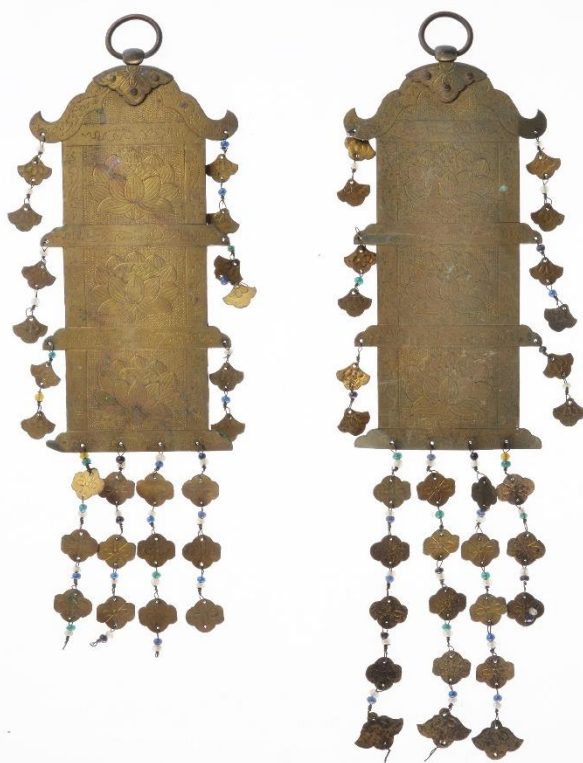
(3)「金銅幡 二流一对 附 木箱蓋」正徳4年(1714) 各全長99.5cm 身幅14.5cm

- ・玉幡の定義に該当しないが金銅製の幡であり二流一对をなす。
- ・幡頭・幡身は一枚板からなり、幡頭は三角、幡身は三坪で、角坪には蓮華を線刻し、間地に魚々子を打ち、坪界や縁には連点唐草文をあらわし、透彫はない。幡足は四条であるが、ガラス玉の連綴ではなく、金銅剣形板四枚を、幡身の下部に蝶番で繋ぐ。足先には鈴を垂らす。幡手も同様で、左右各四条の金銅剣形板を幡身の坪界に鉾留している。幡身は片面線刻だが、幡手は両面に線刻されている。幡頭中央から垂れる一条の幡舌を付けている。幡手・幡足・幡舌には魚々子に七宝繫文を線刻する。
- ・本体には由来を示す刻記などはないが、正徳4年(1714)の墨書のある木箱蓋が付属している。箱には「地藏誦結衆」「寄進瑤幢二流寶金剛寺俊専代」「于時正徳四年甲午歳霜月廿四日」とあるほか、直弥村、寒風村、天辺村、宮本村、米戸村、八木村、下勝田村の結衆の名前が墨書されている。俊専は亮快の次の代の宝金剛寺住職を務めている。
- ・「瑤」は「たま」と訓じ、また「幢」は幡と同義とする場合もあり、玉幡と同様の意味ともとれるが、玉を用いない幡足・幡手など玉幡とは大きく形制が異なっている。埼玉県比企郡の広徳寺にはこれとよく似た天蓋幡があることから、同様の荘厳具として用いられたのではないかと考えられる。
- ・金銅幡では類例の稀有な作例で、七宝繫文などの文様が(2)とよく似ている。時代や制作環境の近似性をよく物語っていると見え、年記を有する基準作として紹介されている。



(4)「玉幡(金銅幡) 二旒一对」江戸時代(18世紀) 各全長36.8cm 幡身幅6.9cm

- ・幡頭・幡身ともに金銅幡を線刻、鍍金した金銅製。
- ・州浜形の幡頭に魚々子、三坪の幡身はいずれも魚々子地に蓮華を線刻する。幡身の縁や坪界には連点唐草文をあらわす。線刻を片面のみに施し、透彫はない。幡足は四条で、単独の花菱形金銅金具をガラス玉と交互に連綴する。
- ・宝金剛寺には彩色の龍頭一对も伝来するが、大きさが釣り合っておらず、どのような用途であったかは不詳である。
- ・材式構成としては玉幡の形制をとるものであるが、小型で坪の模様もすべて蓮華である。線刻や文様など作風は(3)に共通し、同時期の作と判断される。



文化財指定にあたって(案)

- ・真言密教において師位を継承する印可を与える最高の威儀である伝法灌頂は、鎌倉時代以降になると地方でも行われるようになったとされている。宝金剛寺は、少なくとも江戸時代初期には伝法灌頂を行う真言道場として位置付けられていたことがわかっており、あわせて宝冠や玉幡といった灌頂道具が伝来していることは、地域の中核寺院という位相を示す好例であると指摘されている。
- ・(1)の「銅製 宝冠 一对」は、北条氏勝没後、氏重転封後の宝金剛寺において、武家の援助に頼らない活動を行い近世的な地域の中心寺院へと役割が変化していったことをうかがわせる点でも貴重。
- ・(2)(3)(4)の玉幡・金銅幡は、伊藤信二氏の報告にある通り、主要な約30の作例に数えられており、金属製幡の基礎的な研究の中で重要な作例として注目されている。
- ・これらの仏具は、現状市内で同類のものは確認されておらず、いずれも造形に優れた美術史的価値の高い貴重な作例であることから指定文化財にふさわしいと考える。指定にあたっては、例えば、同一人物の発注、同時期、一連の流れの中で制作によって製作されたものであったり、灌頂道具としてまとまって使用されていたことが寺に伝わっていたものであったり、一つの寺院に灌頂道具一式がまとまって残っている例であったりするならば、一括の指定がふさわしいと考える。
- ・(1)～(4)の仏具は、いずれも灌頂儀礼の際に用いられたものと考えられるが、同時期に誂えられたものではなく、都度都度制作されたことが刻銘や付属する資料によって判明する。また、宝金剛寺には灌頂道具の構成にみる仏具としてこれらの他に龍頭一对、説相箱、布幡が伝来するが、制作時期をうかがい知る資料等はなく、これらの仏具と同時期に制作されたものとみることが難しい現状にある。また、これら以外の灌頂道具が現存せず、一式の灌頂道具として伝承されてきたものではないことから、制作時期が明らかな(1)～(4)の作例を、時代の基準作として別個に指定することがふさわしいと考える。

令和 7 年度 佐倉市内寺社美術工芸品把握調査報告

作成：佐倉市魅力推進部文化課

1、調査概要

- ・昨年度実施したアンケート回答やこれまでに把握された情報をもとに、今年度は下記 6 か所の寺院で調査を実施した。
- ・調査対象となる文化財は、主に古代・中世・近世の仏像などの彫刻作品、法具や奉納・寄進された古神宝類などの工芸品、これらに関わる情報を含んだ棟札・文書などの歴史資料とし、調査票に情報をまとめた。
- ・調査票は、調査を行った各寺院の文化財ごとに通し番号を付け、名称、員数、法量、品質構造、制作年代などを記した。
- ・このうち制作年代・制作者・注文主などがはっきりとする基準作となりうるもの、造形的に優れているもの、佐倉の歴史文化を考えるうえで重要なものは詳しい情報を別紙に記した。
- ・調査対象となる文化財はデジタル一眼レフカメラにて撮影・記録を行った。上記の重要な作品は主に 12 カット前後、その他の作品は正面から 1 カットを撮影した。

2、調査寺院

No.	調査日	寺院名	宗派	所在地
1	令和 7 年 6 月 24 日	宝珠院	真言宗智山派	大佐倉
2	令和 7 年 6 月 24 日	住善寺	真言宗智山派	大佐倉
3	令和 7 年 7 月 2 日	宝樹院	臨済宗妙心寺派	上座
4	令和 7 年 11 月 25 日	宗圓寺	臨済宗妙心寺派	新町
5	令和 8 年 1 月 20 日	宝金剛寺	真言宗豊山派	直弥
6	令和 8 年 2 月 27 日	密蔵院	真言宗豊山派	寺崎

3、調査担当者

- ・調査は県内・市内の仏像等調査に実績のある下記の 3 名に協力を依頼し実施した。
 - 久保暁子氏（文化財修復家・文化財アドバイザー）
 - 京極勇剛氏（宗教法人宝金剛寺代表役員）
 - 高橋智一氏（仏像研究者）
- ・文化財の撮影、調書の執筆、銘文の翻刻は高橋智一氏が主に担当した



修理前



網代垣製作状況（竹の皮と身を編みこむ作業）



網代垣の内側に排水施設を設置



網代垣修理後（令和7年度は東側、令和8年度に西側を修理予定）



令和 8 年 2 月 4 日
教育庁教育振興部文化財課
電話 043-223-4082

千葉県指定有形民俗文化財の指定及び 千葉県指定無形文化財の保持者の追加認定について

令和 8 年 1 月 16 日（金）に開催された千葉県文化財保護審議会において答申があった下記の文化財 2 件について、千葉県教育委員会は、千葉県指定有形民俗文化財に指定するとともに千葉県指定無形文化財の保持者に追加認定することを決定しました。

この結果、県報告示により、県指定文化財は有形文化財 350 件、無形文化財 7 件、有形民俗文化財 23 件、無形民俗文化財 56 件、記念物 134 件の合計 570 件となります。

1 新たに指定する民俗文化財（有形民俗文化財）

名称：四季耕作図^{しきこうさくず}

員数：12 面（元六曲一双）

所有者：地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

所在地：旭市イの 1326 番地（地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院医学資料館）

概要：四季耕作図は一年間の農作業の様子を季節に沿って描いた絵画である。本資料は明治 20 年(1887)に旧匝瑳郡南条村大字母子(ははこ)地区（現横芝光町母子）の地主であった齋藤清兵衛（屋号）氏方の依頼により、東京の狩野派絵師・岡勝谷が制作したものである。経緯は不明だがその後に諸橋芳夫氏へ渡り、平成 16 年（2004）に地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院医学資料館へ寄贈された。もとは六曲一双屏風だが、現在は屏風を解体し、1 扇ずつ額装し同館に展示されている。

四季の流れの中で、稲作、麦作、茶の栽培と製茶、綿の栽培と綿くり、各種野菜作り、山仕事、年中行事など農村における多様な生業を表わしており、四季耕作図の定型を超えた描写が特徴的である。特に、田植え前の田に肥料として干鰯を刺す「一尾ざし」や落花生の収穫場面は、依頼者の意を汲んで地域性に配慮する姿勢と捉えることができる。一方、当地域には存在しない大きな池や川、当地域では飛来が確認されない鶴が描かれるなど、定型や伝統的な図様を参照したとみられる表現もある。画面上から下にかけての急な斜面に田畑を描くところは、なだらかな地形が広がる房総地域の風景とは異なる。

明治期の農村の生業と暮らしを描いた民俗資料として、重要である。



(左隻)

四季耕作図

(右隻)

2 追加して認定する無形文化財「武術 立身流^{たつみ}」（昭和53年2月28日指定）の保持者

氏名：加藤 敦^{かとう あつし}

住所：千葉市稲毛区

概要：立身流は刀術（剣術と居合）を主体とし、佞（やわら）・鎗術（そうじゅつ）・棒術・長刀術・四寸鉄刀・捕術などの総合武術である。戦国時代に伊予国で生まれた立身三京によって創始され、江戸時代には佐倉藩と九州の中津藩で伝承された。立身流の各種の形は無駄な虚飾はなく、極めて实际的であり、洗練されたものである。

昭和53年（1978）に千葉県指定無形文化財に指定され、現在は保持者の加藤紘（第22代宗家）の下、伝書全15巻と関連古文書が完全に伝来され、門下生がその体得と次代への伝承に努めている。

加藤敦は、昭和62年（1987）に「武術 立身流」の保持者 加藤紘の長男として佐倉市に生まれ、平成5年（1993）、6歳から立身流及び剣道の修業を始めた。立身流の優れた継承者である祖父 加藤高、父 紘の元で立身流全般について薫陶を受け、中学生で剣道2段を取得、高校生で立身流の目録の4巻と上传の直之巻1巻を允許された。大学卒業後の平成23年（2011）には宗家補佐として流派の諸行事に参加した。平成27年（2015）に免許（免之巻）を取得、令和2年（2020）に立身流総本部審査委員長となり、令和4年（2022）には立身流極意之巻までの伝書全15巻を允許、併せて第23代宗家に指名された。

千葉県指定無形文化財「武術 立身流」の保持者として立身流の形の技法を正しく体得し、これに精通して高度に体現できると認められる。



加藤 紘・敦（写真奥）による宗家演武

3 その他

これらの文化財は、県報告示をもって指定されます。